

人権ってなんだろう？

1 人権の性格 ～人権とはどのようなものか～

この節のポイント

人権 = 人として正しいこと
人権の3つの性質

①固有性 …人間であることにより当然備わっていること

②普遍性 …人種・性別・身分などの区別なく保障されること

③不可侵性 …国家によってさえも侵すことができないこと

ただし、他人の人権を不当に侵害しない範囲でのみ、人権は保障される



「人権」はわかりにくい？

「人権」はわかりにくい。」という話を耳にすることがありますが、本当にそうなのでしょうか。

「人権」は英語では「Human rights」といいます。これを、そのまま素直に日本語に訳してみると、「人間の諸権利」になります。「Human rights」、「人間の諸権利」。これら同じ意味を表わす言葉を眺めてみて、何か気が付きませんか？

そうです。「Human rights」の「right」には複数形であることを示す「s」が付いていますし、「人間の諸権利」にも複数であることを示す「諸」という文字が付いています。英語では、「love」（愛）とか「beauty」（美）など抽象的な内容を表わす名詞には複数形を示す「s」は付けませんから、「Human rights」は抽象的な言葉ではなく、ひとつ、ふたつと数えることのできる具体的な内容を表わす言葉なのだということがわかります。ですから、同じ意味である「人権」も同様に考えることができます。

それから、先程、「Human rights」の「right」を「権利」と訳しました。日本語で「権利」というと、「権利ばかりを主張して困る。」などと「権利」を「自分勝手」や「わがまま」と同じような意味で使う人もいますし、逆に、「自分勝手」や「わがまま」を「権利」として主張する人もいます。しかし、どちらも、「right」、すなわち「権利」という言葉の本来の意味を誤解しています。「right」という言葉のそもそもの意味は「正しい」なのです。「正しい」が本来の意味なので、「Human rights」＝「人権」とは、「人として正しいこと」ということになります。「人として正しいこと」なので、主張して困るなどということはないはずですし、「自分勝手」や「わがまま」はそもそも「権利」ではないのです。

ですから、「人権」という言葉は、例えば、「人は個人として尊重されなければならない」とか、「人は皆平等である」など、世の中の「人として正しいこと」すべてをたった二文字で言い表わしている言葉なのです。

「人権」の性質とはなんだろう？

人権には、固有性、普遍性、不可侵性の三つの性質があるといわれています。日本国憲法においても、この「人権」の性質は、条文の中に示されています。

「固有性」とは、あなたの人権は、あなたが人間であるというただそのことだけで、あなたのみ備わっているのであって、人権をあなたから切り離して、あなた以外のだれかにあげたりすることはできないということです。

この「固有性」については、日本国憲法では、「現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）や「信託されたもの」（第97条）という言葉で表わされています。

次の「普遍性」は、あなたが日本人であろうと外国人であろうと、あるいは、男であろうと女であろうと、つまり、あなたが何者であろうと、生まれながら当然に人権を有しているということです。

これは、同じ第11条の「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という言葉で表わされています。

最後の「不可侵性」は、あなたの人権は、他人はもとより、国家（日本のような民主主義の国においては、多数者の意思ということになります。）によってさえも侵すことができないということです。

これも、同じ第11条及び第97条の「侵すことのできない永久の権利」という言葉で表わされています。

ただし、注意してほしいのは、この「不可侵性」は、あなたの人権が絶対であること、あるいは、あなたの人権には限界がないことを意味しているわけではないということです。**あなたの人権は、あなた以外の他の人の人権を不当に侵害しない範囲でのみ認められる**ということはいまでもありません。

Q: 人権は自分のものなのに、どうして、自分の人権の全部あるいはその一部を、他人にあげたり、放棄したりすることができないのですか？

A: 人権は、あなたが人間であるということにより、当然、生まれながらに備えているものです。だれかからもらったものではありません。だから、あなたの人権は、あなたというかけがえのない存在に密接に結びついているものです。

また、人権はたくさんの具体的な権利の集まりなのですが、それらの権利はそれぞれが独立して他の権利と関係なく存在しているわけではありません。それぞれの権利は互いに関連し合って存在しています。だから、人権を分けて一部を取り出すことはできませんし、あなたの意思によってさえも、人権をあなたから分離して、他人にあげたり、放棄したりすることはできません。

